

ペットを飼っている皆さまへ

家族の一員を守るための 同行避難



飼い主がペットと一緒に避難所へ移動することを**同行避難**と言います。
災害時には何よりも人命が優先されますが、
近年ペットは家族の一員であるという意識が一般的となり、
同行避難は動物愛護の観点だけでなく、
飼い主である被災者の心のケアの観点からも重要となっています。
家族の一員を守るために、災害が起こるその前に、以下の点をご確認ください。

- **同行避難の対象** 大規模震災/大型で非常に強いレベルの台風/浸水・土砂災害により長期避難せざるを得ない場合
※短期の大雨警報に伴う避難時を除く
※ペットも被災する可能性がある場合等は、災害対策本部の判断で決定
※飼い主とペットは、避難所内の同室での避難はできません(盲導犬等は除く)

- **対象動物** 小型の哺乳類(犬・猫・ウサギなど) / 鳥類



- **対象外動物**
 - ① 大きい声で吠える・鳴く
 - ② どう猛・毒性を持っている
 - ③ 臭いを発する
 - ④ 衛生管理が困難・特別な設備や管理が必要となる
 - ⑤ 特定動物・特定外来生物
 - ⑥ 猟犬・闘犬・人に恐怖心を与える犬種
 - ⑦ 利益目的で保有している動物(ペットショップ・ブリーダー)

同行避難の条件

- ① 飼い主が以下の対策を講じていること
 - しつけ[ケージ内飼育・不要に吠えないなど]
 - 行方不明防止対策と異臭防止対策
 - 狂犬病予防注射・混合ワクチン予防接種
 - ノミ・ダニなどの寄生虫駆除
- ② ゴミは必ず持ち帰り、排泄後の清掃をする
- ③ 飼い主による備蓄などの準備・携行
 - ペットフード・水(5日分)
 - ペット用消耗品(排泄物処理用品など)
 - 備品(ケージ・キャリングバック・首輪・リード)
- ④ **トラブルは当事者間で解決する**

ペット同行避難専用の指定避難場所

災害種別・災害の程度等に応じて検討いたします。
※開設する際は状況に応じて避難所を決定し、防災行政無線・市ホームページ等によりお知らせいたします

※この記事は、県出水地区獣医師会に助言をいただき、協議したうえで作成しております



詳しい内容については
「人とペットの災害対策ガイドライン(環境省)」をご覧ください ▶



☎ **くらし安心課**
(63-4151)